

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 性別の取扱いの変更の審判に係る要件の改正

性別の取扱いの変更の審判を請求することができる性同一性障害者に関する要件のうち、「現に子がないこと」を「現に未成年の子がないこと」に改めること。

(第三条第一項第三号関係)

二 その他

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行すること。

(附則第一項関係)

2 その他所要の規定を置くこと。